

甲第12号証

J R サービック労働組合

ジャストニュース

No. 38

2024年9月7日

J R サービック労働組合
発行責任者 柳楽 関

本社社員だけが優遇！！

9月3日、JS労は「就業規則の改正に関する申し入れ」について、サービック本社と団体交渉を開催しました。

本社社員に比べて、現場社員は年間7日間休日が少ない！

2015年4月にサービックの年間総労働時間が1,960時間に短縮されました。それに対して、サービック本社だけが1,899時間と現場社員より年間61時間も労働時間が短いのです。休日になると年間7日間の差が発生しており、この不利益は現在も続いているです。

本社だけが優遇されてきた理由は不明！

JS労はこの問題に対して、2度目の団体交渉を開催しました。休日数に関わる就業規則の記事欄から「本社及び」を削除した理由の説明を求めました。

サービック本社の回答は、『就業規則の記載を変更したのは、「会社が指定する社員」の中に本社社員も含まれるため、重複となっていた記載方法を見直した。』と、「日本語がおかしかった」と、言い訳したのです。わかっているだけでも、実に約10年間も「おかしい日本語」がわからなかつたのでしょうか。そのことは同時に、約10年間も現場社員を軽視して、年間7日間も少ない休日の実態をごまかしてきたことになります。そして、その本社だけが優遇されてきた理由を「過去の記録も含めて確認したが、経緯は不明である。」と、ふざけた回答をしたのです。

現場社員も年間休日を120日とすること！

サービックは、新幹線電車の整備作業により収入を得ています。つまり、稼いでいるところは現場作業者なのです。その現場作業者の待遇を改善しなければ、労働者は集まらず、離職者が増えるという悪循環になります。休日を増やすには、それに見合った要員が必要になります。JS労は、そのためにも賃金、休日、環境といった労働条件の早急な改善を、今後も求めて行きます。

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp

